

議案第 3 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、異議のない旨回答する。

令和3年2月17日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野総総第153号  
令和3年2月16日

野田市教育委員会 様

野田市長 鈴木



市議会提出議案に関する意見聴取について  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第2  
9条の規定に基づき、下記のとおり野田市教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 提案議会

令和3年3月市議会定例会

3 回答期限

令和3年2月19日（金）

4 回答先

野田市総務部総務課庶務係（内線2984）



野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野  
田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2  
第5項の規定に基づき、非常勤の職員（以下「特別職の職員」という。）の  
報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものと  
する。

別表第1教育委員会の委員の項中「75,000円」を「60,000円」  
に改め、同表法律顧問弁護士の項中「140,000円」を「110,000  
円」に改め、同表の備考の3を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 提案理由

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたことによるものである。

参考資料

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案  
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）

改 正 案	現 行																				
<p>(趣旨)  <u>第1条</u> この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、非常勤の職員(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1(第2条第1項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td><td>月額 <u>60,000円</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>法律顧問弁護士</td><td>月額 <u>110,000円</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考      1・2 (略)      (削る。)</p>	区分	報酬額	教育委員会の委員	月額 <u>60,000円</u>	(略)		法律顧問弁護士	月額 <u>110,000円</u>	(略)		<p>(目的)  <u>第1条</u> この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項の規定による非常勤の職員(消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬、同条第3項及びその他の法令の規定に基づき費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。</p> <p>別表第1(第2条第1項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td><td>月額 <u>75,000円</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>法律顧問弁護士</td><td>月額 <u>140,000円</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考      1・2 (略)      3 「年末年始等」とは、次に掲げる日の勤務をいう。      (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日      (2) 8月15日</p>	区分	報酬額	教育委員会の委員	月額 <u>75,000円</u>	(略)		法律顧問弁護士	月額 <u>140,000円</u>	(略)	
区分	報酬額																				
教育委員会の委員	月額 <u>60,000円</u>																				
(略)																					
法律顧問弁護士	月額 <u>110,000円</u>																				
(略)																					
区分	報酬額																				
教育委員会の委員	月額 <u>75,000円</u>																				
(略)																					
法律顧問弁護士	月額 <u>140,000円</u>																				
(略)																					